

大阪広域環境施設組合 競争入札参加停止措置審査委員会規程

(設置)

第1条 大阪広域環境施設組合における競争入札参加停止措置(指名競争入札において指名しない措置を含む。以下「停止措置」という。)等を厳正かつ公正に行うため、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 停止措置及びその措置期間に関する事
- (2) 前号に掲げる事項のほか、停止措置に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、施設部長、総務課長、経理課長及び施設管理課長並びに建設企画課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が随時委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。
- 3 緊急の事案については、議事に関係のある者のみで審議することができる。また、やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部経理課において行う。

(施行の細目)

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規程は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。